

「本当に大丈夫？」 家族や周囲に相談を！

「身に覚えのない請求書が届いた」、「突然の訪問販売で、断り切れずに契約をさせられてしまった」、「警察官をかたる怪しい電話があった」など、多くの消費者トラブルの相談が寄せられています。悪質商法や詐欺の手口は年々、巧妙化しています。十分注意し、振込みや契約をする前に、家族や友人・相談機関へ相談しましょう。

近年の県内相談件数(約3500件/年)のうち約**40%**が**高齢者の方からの相談**です。

特に気をつけて欲しい事例

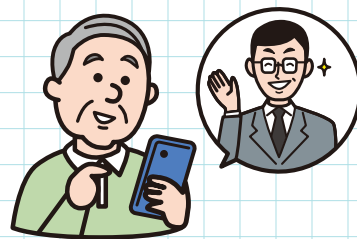
詐欺的な定期購入商法

通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で実際は**定期購入が条件**となる商法



無料商法

「無料サービス」など、**無料であることを強調**して申し込ませ、高額な代金を請求する商法



身分詐称

通信事業者、電力事業者などと身分をかたり、消費者を信用させて、勧誘を行う手口



二重警察詐欺

警察官、検事などを名乗って犯罪の疑いをかけて、資金調査等の名目で金銭をだまし取る手口



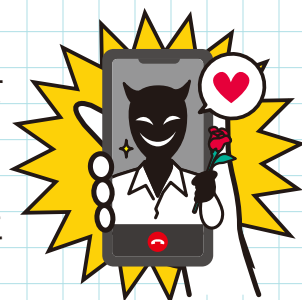
SNS型投資・ロマンス詐欺

【SNS型投資詐欺】

「**必ずもうかる**投資方法を教えます」などとSNS等を使い消費者を信用させて勧誘し、**資金や手数料などの名目で金銭等をだまし取る**手口

【SNS型ロマンス詐欺】

SNSやマッチングアプリなどを通じて知り合った相手と、実際に直接会うことなくやりとりを続け**恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る**手口



悪質商法・詐欺にあたり、見かけたりしたら、
すぐに契約せずに**消費生活センター**や**警察**へご相談ください。

トラブル回避のポイント（周りの方にも教えてあげてください）

悪質な勧誘・詐欺にあわないために

- ・在宅中でも留守番電話に設定、訪問業者は家に入れない
- ・**警察庁推奨アプリ**を使い、特殊詐欺の犯行に使用された番号や国際電話からの着信を制限する固定電話の場合は「**国際電話不取扱受付センター**（0120-210-364）」に申し込み、国際電話からの着信を休止する
- ・個人情報や安易に教えない
（アンケート、無料のスマホアプリやオンラインサービスの申込みにも注意）

もし勧誘を受けてしまったら

- ・「おいしい話には裏がある」と思って**常に疑う**
- ・いらないものは「いりません!」と**きっぱり断る**
- ・契約前に契約書などをよく読み、**その場で契約しない**
- ・家族や友人、**相談機関に相談する**



一人で判断せず、まずは相談を！

- ・消費生活センターや警察等の相談機関にすぐに相談しましょう！
悪質商法：消費者ホットライン188（いやや）で最寄りの相談窓口につながります！
特殊詐欺：警察相談ダイヤル#9110で、警察の相談窓口につながります！
- ・相談するタイミングが早ければ早いほど、解決の可能性が高くなります！



警察庁推奨アプリ
HP



国際電話
不取扱センターHP

クーリング・オフ制度とは

- ・クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合でも、一定期間内であれば、違約金などを払うことなくしに契約を解除できる制度です。
- ・不明な点は下記の相談機関にご相談ください。

※詳しくは国民生活センターHP

国民生活センター クーリング・オフ

国民生活センターHP
「クーリング・オフ」



困った時にはまず相談！ **消費者ホットライン188** へお電話を！
(最寄りの消費生活相談窓口につながります)



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ **0776-22-1102**

※相談受付 9:00～17:00（祝日・年末年始以外、土日にも相談に応じます）

メールでも相談を受け付けています。
詳しくは、右の二次元コードより



福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112
(白鬚業務棟3階)（日曜日は電話相談のみです）

☎ **0770-52-7830**

県消費生活センターHP
「消費生活メール相談」